府　令

○内閣府令第二十八号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第五十四条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（企画調整官、総務調整官、技術企画官、営繕調査官、技術管理官、港湾空港指導官、公園・まちづくり調整官、港湾空港情報管理官、主任監査官、監査官、適正業務管理官、総括技術検査指導官、低潮線保全官、品質確保対策官、収用認定調整官、景観環境事業調整官及び官庁施設防災対策官） **第十一条**　［略］ ［2～8　略］ 9　港湾空港情報管理官は、開発建設部の所掌事務のうち、次に掲げる事務を整理する。 一　［略］ 二　港湾等の整備及び保全に関する工事の検査（工事の監査を含む。以下この項において同じ。）に関すること及び港湾空港技術検査官の事務（第七十三条の二第一号に掲げる事務に限る。）を統括すること。 ［三～五　略］ ［10～18　略］ （総務部に置く課等） **第十二条**　総務部に、次の七課及び一室並びに調査官、監査官、庁舎管理官及び安心・安全対策推進官それぞれ一人を置く。 総務課 人事課 会計課 防災・危機管理課 情報システム管理課 調査企画課 跡地利用対策課 公正取引室 （情報システム管理課の所掌事務） **第十五条の三**　情報システム管理課は、次に掲げる事務（他部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 一　総合事務局の行政情報システムの整備及び管理に関すること。 二　総合事務局の情報セキュリティの確保に関すること。	（企画調整官、総務調整官、技術企画官、営繕調査官、技術管理官、港湾空港指導官、公園・まちづくり調整官、港湾空港情報管理官、主任監査官、監査官、適正業務管理官、総括技術検査指導官、低潮線保全官、品質確保対策官、収用認定調整官、景観環境事業調整官及び官庁施設防災対策官） **第十一条**　［同上］ ［2～8　同上］ 9　港湾空港情報管理官は、開発建設部の所掌事務のうち、次に掲げる事務を整理する。 一　［同上］ 二　港湾等の整備及び保全に関する工事の検査（工事の監査を含む。以下この項において同じ。）に関すること。 ［三～五　同上］ ［10～18　同上］ （総務部に置く課等） **第十二条**　総務部に、次の六課及び一室並びに調査官、監査官、情報管理官、庁舎管理官及び安心・安全対策推進官それぞれ一人を置く。 総務課 人事課 会計課 防災・危機管理課 調査企画課 跡地利用対策課 公正取引室 ［条を加える。］